

1 - (3) 実績や経験など

(ウ) 田野浦埠頭岸壁船舶給水販売事業（昭和33年4月～）

船舶給水事業は、港湾法で港湾管理者の業務と位置付けられており、他港においては港湾管理者からの業務委託又は指定管理業務として実施されているのが一般的です。

北九州港では、施設は港湾管理者が整備しますが、給水業務自体は給水事業者の責任において対応しています。

当社は、昭和33年4月から田野浦埠頭に寄港する船舶に対し、船舶用水の販売事業を行っています。



【給水作業】



【給水作業】

(I) 若松久岐の浜駐車場管理運営事業（平成13年1月～）

若松久岐の浜駐車場は、平成13年1月に開始した事業で、若松区久岐の浜地区での違法駐車が増加したことから、違法駐車対策の一環として、北九州市港湾空港局の要請を受けて開始した事業で、市有地を当社が借り受け施設整備を行い、月極駐車場として管理運営しています。

令和4年9月現在、駐車場収容能力156台に対して契約車室は154台です。



【月極駐車場】



【月極駐車場】

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1 - (3) 実績や経験など

(ア) 北九州リサイクルポート施設運営事業（平成19年6月～）

平成14年5月に、北九州港が国土交通省から総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定されたことから、響灘のエコタウン隣接地に、北九州市と当社が共同で、産業廃棄物等の循環資源を専用に取り扱うリサイクルポートを建設し、平成19年6月に供用を開始しました。

港湾空港局と当社が一体となって管理運営を行っています。



【荷役作業】



【リサイクルポート全景】

(カ) 田野浦荷さばき施設管理事業（令和2年4月～）

田野浦埠頭のセメントサイロ跡地に、当社が国から港湾機能高度化施設整備事業補助金を受けて整備した荷さばき地と、前面の田野浦5号岸壁を市から長期に借り受け、平成22年4月から田野浦特定埠頭運営事業を行ってきました。

令和元年度をもって特定埠頭制度は終了しましたが、それ以降は、田野浦荷さばき地施設管理事業として、当社が整備した荷さばき施設の維持管理を行っています。



【荷さばき地】



【グレーチング交換】

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1 - (3) 実績や経験など

イ 施設の管理運営に関する専門知識や資格などについて

◀ 当社社員が有する主な資格 ▶

(令和4年9月1日現在)

資格名称	取得者	資格の内容・必要性等
第3種電気主任技術者	5名	高圧受電設備の管理に必要な資格
1級電気施工管理技士	1名	電気工事の工程管理、品質・安全管理等を行うことができ、監理技術者となることが可能
2級電気施工管理技士	3名	電気工事の工程管理、品質・安全管理のみ。
2級土木施工管理技士	1名	鋼構造物塗装の資格を有しており、工程管理や安全管理を行うことができる。
第1種電気工事士	7名	500kw 未満の自家用電気工作物及び一般用電気工作物の工事に従事可能
第2種電気工事士	13名	一般用電気工作物の工事に従事可能
非破壊試験技術者	4名	ツイストロックピン等高価な部品の特殊検査を行うことができる資格
クレーン運転士	19名	クレーンを動かすための必須免許
フォークリフト運転士	17名	クレーンの吊り具運搬等に必要フォークリフトの運転免許
小型移動式クレーン運転士	16名	ユニック車の操作に必要
高所作業車運転士	15名	高所作業に利用する高所作業車の運転免許
高圧ガス溶接作業主任者	1名	労働安全衛生に基づく資格で、溶接作業の責任者として設置
ガス溶接作業員	17名	ガス溶接や切断等に必要な資格
アーク溶接作業員	17名	金属電極による火花溶接作業に必要な資格
玉掛作業員	18名	クレーンのフック等に荷を掛けたり外したりする作業に必要な資格
第2種酸素欠乏危険作業主任者	18名	マンホールやクレーンのシルビーム内での作業等密室での安全作業に必要
足場組立等作業主任者	6名	足場による高所作業を行う際に必要な資格
危険物取扱者（乙種4類）	5名	クレーンメンテのために、消防法の指定数量を超える油を保管しているため必要な資格
第1種消防設備点検資格者	3名	消火器、屋内外消火栓、スプリンクラー等の点検に必要な資格
第2種消防設備点検資格者	3名	自動火災報知設備、避難器具、非常警報器具、漏電火災警報器、誘導灯、誘導標識等の点検に必要な資格
建築設備検査員	2名	定期的に建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備）の検査を行うために必要な資格
特定建築物調査員	2名	特定建築物（学校、病院、診療所、映画館、オフィスビル等）の敷地構造や建築設備を定期的に検査するために必要な資格

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2 - (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

ア 施設の管理運営方針（事業計画）について

(7) 埠頭別運営方針

広大な港湾施設を効率的に管理運営するため、以下のとおり、門司地区、小倉地区、洞海地区の各埠頭の現状を踏まえ、埠頭別に重点目標を定めて業務を推進して参ります。

(イ) 門司地区

a 新門司埠頭（新門司北埠頭・新門司南埠頭）

(a) 埠頭の概況

新門司埠頭には、従来から、阪九フェリー、オーシャン東九フェリー、名門大洋フェリーが就航していましたが、令和3年7月には、東京九州フェリーも運航を開始し、西日本最大のフェリーターミナルとしての地位を不動のものとしています。

また、新門司自動車物流センターも立地しており、新車の国内搬送や、中古車の海外輸出も盛んに行われています。

そのため、新門司埠頭では、完成自動車や、その輸送に利用されるその他輸送機械などが主要な取扱貨物となっています。

したがって、埠頭の管理に当たっては、フェリー事業者や新門司自動車物流センター利用者との連絡を密にし、さまざまな状況に即応できる体制を整えていきます。

なお、新門司南埠頭・新門司5号岸壁は耐震強化岸壁として整備され、北九州港港湾BCP（事業継続化計画）における緊急物資輸送の拠点になっていますが、同岸壁は名門大洋フェリーが恒常的に利用しているため、万一の際の同岸壁の使用について、名門大洋フェリーと十分に調整を行います。

(b) 可動橋の適切な管理

フェリーターミナルにとっては、フェリー本体と岸壁とを結び、車両が乗降する際に使用する可動橋の良好な管理が非常に重要な業務となります。

具体的には、可動橋の月例点検や年次点検の適切な実施は勿論のこととして、予防保全の見地から着実に日常点検を行い、事故や故障の発生防止に努めます。

b 太刀浦埠頭

(a) 埠頭の概況

太刀浦埠頭は、外航定期コンテナ船が月間で35航路、152便就航（令和4年8月1日現在）する、西日本有数のコンテナターミナルをはじめ、多くの港湾施設が集積する、北九州港を代表する埠頭です。

コンテナターミナルには水深10m～12mの岸壁6バース、ガントリークレーン7基、総面積32.3haのコンテナヤード、冷凍コンセント227口などの港湾施設が整備されています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

また、コンテナターミナル背後には、水深4.5m～10.0mの31バースの在来岸壁と6棟の上屋、広大な荷さばき地や野積場が整備され、コンテナターミナルと同様、在来荷役も活発に行われています。

そして、その主要な取扱貨物は、北部九州や山口方面に立地する自動車工場、化学工場で生産され、あるいは搬入される自動車部品、化学薬品、染料等の化学工業品などです。

数多くの事業者が立地し、貨物が輻輳する埠頭であり、その管理に当たっては、当社もコンテナターミナルのオペレータ会議（ターミナルを利用する港湾事業者の調整会議）に参画して、情報共有、意見調整するほか、あらゆる場面で施設利用者との連絡を密にし、即応体制が取れるように努めます。

(b) ガントリークレーンの適切な管理

太刀浦埠頭は、コンテナターミナルの背後の多くの港湾施設も、コンテナターミナルと連動して機能しています。

したがって、コンテナターミナルが正常に稼働しなければ、太刀浦埠頭全体の機能が麻痺してしまうと言っても過言ではなく、その要となるのがガントリークレーンと受電設備です。

当社は、365日24時間体制で、故障や事故等の不測の事態に備えます。

また、ガントリークレーン7基のうち、6基は設置後25年以上が経過し、最も古いものは35年が経過しており、緊急時の部品調達が大きな課題となります。

当社は、メーカーに頼ることなく独力で復旧可能な高い技術力を有するとともに、在庫管理システムによって、2千種類を超える部品を適切に管理しており、その結果、迅速な緊急対応が可能となっています。

以上の内容を総合的に判断する指標として、ガントリークレーンの停止回数と復旧時間を掲げ、ガントリークレーンの信頼性を高めることにより、物流基盤の強化に寄与していきたいと考えています。

c 田野浦埠頭

田野浦埠頭の中心には田野浦自動車物流センターが立地しており、中古自動車の輸出拠点や、国際RORO船による大型精密機器の輸出拠点となっています。

また、門司港名物のバナナに代表される青果物の輸入基地でもあります。

その主要な取扱貨物は、完成自動車、精密機器などです。

田野浦埠頭では、田野浦自動車物流センターを中心に、それぞれ特徴的な貨物が取り扱われており、それらの貨物の取扱量に資するように、施設管理を行います。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2 - (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

d 門司埠頭（西海岸埠頭・新浜埠頭）

(a) 埠頭の概況

門司埠頭は、明治初期から外国航路が開設された北九州港発祥の地ですが、現在では物流拠点という色彩を残しながら、門司港レトロの中心地として、北九州市最大の観光拠点ともなっています。

(b) 物流拠点としての特色

西海岸埠頭の倉庫寄りの門司6～10号岸壁と、新浜埠頭の関門橋寄りの門司12・13号岸壁では、現在でも、周辺の飼料工場や食品工場で利用される原材料などがかなり多く取り扱われています。

その主要な取扱貨物は、とうもろこし、砂糖、動植物性製造飼料、化学飼料などです。

なお、その施設管理に当たっては、下記(c)に述べる、観光的な施設管理の影響を受けることなく、本来の港湾施設としての管理を徹底します。

(c) 門司港レトロ地区の中心地としての位置づけ

一方、西海岸埠頭北端の門司1・2号岸壁から、門司第1船だまりを挟んで、新浜埠頭南端の門司11号岸壁にかけてのエリアは、現在では、門司港レトロ地区の中心地として、多くの観光客が集うエリアになっています。

年間を通じて様々なイベントが開催され、特に、毎年、8月13日に開催される関門海峡花火大会や、大みそかの年越しイベントには極めて多くの来場者が押し寄せます。

そして、これらイベント開催に当たっては、臨港道路、人専用のはね橋・ブルーウィングもじなど、場合によっては係留施設エプロンや荷さばき地等までも関係してくるため、有料の使用許可であれ、無料の行為許可であれ、関与が不可欠となります。

したがって、本市を代表する観光地である門司港レトロ地区の賑わい創出に関して、来場者の安全確保を大前提としながら、前向きに、最大限取り組みます。

(ウ) 小倉地区

a 高浜埠頭

北九州で唯一、大量ばら積みを通例とする物資の取扱いを目的とした、臨港地区の特殊物資港区に指定された、砂利・砂の取り扱いに特化した埠頭です。この埠頭の特性を阻害することのない施設管理に努めます。

一方、本埠頭のうち、通常、砂・砂利の荷役に使用されていない野積場は、都心に近くて一定の広さがある土地として、工事の資材置き場等として目的外使用許可申請が多いため、港湾の運営に支障がない範囲で、施設の有効活用に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

b 砂津（浅野）埠頭

従前は、エリア西側の砂津泊地に面した海岸線にも岸壁が整備されていましたが、ミクニワールドスタジアム北九州の整備に合わせて、岸壁は廃止され、緑地護岸となっています。

これを受けて、砂津（浅野）埠頭の主体は、エリアの北側に位置し、紫川泊地に面した、松山小倉フェリーが就航している、浅野フェリーターミナルとなりました。

したがって、貨物の中心は、完成自動車です。

フェリーが就航する浅野2号岸壁には、浅野2号岸壁可動橋が設置されており、新門司地区のフェリーターミナルの可動橋と同様に、可動橋の良好な管理を行うことで、事故や故障の発生防止に努めます。

なお、浅野臨海防災2号緑地、同3号緑地は、隣接する西日本総合展示場やミクニワールドスタジアム北九州で開催されるイベントの関係者駐車場として、高頻度で利用されるため、その利用調整には留意します。

また、浅野1号岸壁は耐震強化岸壁であり、万一の震災発生時には、北九州港港湾BCP（事業継続化計画）において、域外と小倉都心部とを結ぶ緊急物資輸送の拠点となっています。したがって、常にその重要性を認識した施設管理に努めます。

c 日明埠頭（日明東埠頭・日明北埠頭）

在来埠頭として、多くの港湾施設（岸壁・荷さばき地・上屋・野積場等）が集積する、北九州港を代表する埠頭の一つです。

従来から、鋼材を中心とした金属製品などが取り扱われていましたが、近年、バイオマス発電に使用される木材チップの取り扱いも増えてきています。

競合する多くの事業者利用されており、事業者間の利用調整に万全を期します。

なお、木材チップの輸入、及び輸入した木材チップの国内への移出に関して、粉塵が舞うなどの苦情が出ており、環境に配慮した荷役に努めるよう、引き続き、事業者指導を行います。

(I) 洞海地区

a 境川埠頭

周辺の工場地帯の製品や原材料として、鋼材、金属製品、金属くず、砂・砂利など、広範な貨物を取り扱う埠頭です。

様々な貨物が混在することで、貨物間、事業者間にトラブルが発生しないよう、施設管理に万全を期し、必要に応じて、事業者指導を行います。

b 戸畑（川代）埠頭

境川埠頭と同様に、周辺の工場地帯の製品や原材料として、鋼材、非鉄金属、金属くず、化学薬品などを取り扱う埠頭です。

また、作業船の係留基地としても利用されています。

戸畑市街地に近接した埠頭であり、従来と同様、粉塵や荷姿の面から、環境に配慮した荷役の維持・指導に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

c 黒崎埠頭

周辺の工業地帯で利用されるコークスや石炭を中心として、金属くずなども取り扱う埠頭です。

市議会本会議でも何度か質問されたように、コークスの粉塵飛散対策は、本埠頭にとっては避けて通れない課題です。

港湾空港局におかれても、防塵ネットを設置するなどの対策を取られています、指定管理者としても、貨物の適正な管理が行われるように、事業者指導を行います。

d 堀川埠頭

臨港地区の特殊物資港区には指定されていませんが、小倉地区の高浜埠頭と同様に、砂・砂利の取り扱いが多く、その他、化学薬品や染料等の化学工業品も取り扱う埠頭です。

取扱貨物が限定的な埠頭として、これらの荷役に支障が生じないように配慮する一方で、公共埠頭であり、幅広い貨物の荷役にも留意した施設管理に取り組みます。

e 二島埠頭

二島工業団地の中心に位置し、隣接する製鉄所の製品である鋼材や、その原材料となる金属くず、非金属鉱物などを中心に扱う埠頭です。

隣接する製鉄所と結びつきが強く、その関係に配慮した施設管理に取り組みます。

f 若松埠頭

埠頭の背後地に久岐の浜団地が広がっていることなどから、荷役は行われず、タグボートの係留基地として利用されています。

正面に戸畑の市街地、左手には重要文化財である若戸大橋が眺められるなど、眺望に恵まれ、立ち入る市民も多いため、市民の安全確保に配慮した施設管理に努めます。

g 北湊埠頭

周辺の工業地帯の製品である鋼材、金属製品や砂・砂利を中心に扱う埠頭です。

多くの事業者が利用する埠頭であり、その利用調整に配慮した施設管理に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4 版）を作成してください。

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

h 響灘埠頭（響灘南埠頭・安瀬埠頭）

洞海湾に面した響灘南埠頭、響灘に接した安瀬埠頭ともに、広大な響灘臨海工業団地内に立地しています。

在来埠頭としては洞海地区で最大規模であり、北九州港全体としても、有数の取扱量を誇ります。

取扱貨物量としては、工業団地の製品や、コークス、非金属鉱物、木材チップなどの原材料が多くなっています。

競合する多くの事業者にご利用されており、事業者間の利用調整に万全を期します。

i 響灘西埠頭

(a) 埠頭の概況

響灘西埠頭にはひびきコンテナターミナルが存在します。そのほか、コンテナターミナル外に水深 5.0 m の岸壁 2 バースがあり、また、コンテナターミナルから国道 495 号まで、臨港道路が伸びています。

(b) ひびきコンテナターミナルと指定管理の関係

響灘西埠頭にはひびきコンテナターミナルが存在していますが、同ターミナルはひびきコンテナターミナル株式会社が管理しており、今回の指定管理のエリアには含まれていません。指定管理対象施設は水深 5.0 m 岸壁 2 バースとターミナルに繋がる臨港道路などです。

このように、指定管理としては、ガントリークレーンを含めて、ひびきコンテナターミナルの管理には関与しません。

しかしながら、ターミナルと国道 495 号を結ぶ臨港道路は同ターミナルの唯一のアクセス路であり、臨港道路を適正に管理することが、ひびきコンテナターミナルの利用に直結することから、特に、臨港道路の管理に万全を期していきます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4 版）を作成してください。

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み												
(オ) 指定管理業務計画概要												
項 目	令和 5 年											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	令和 6 年		
										1	2	3
1 港湾施設の維持管理に関する業務												
(1) 電気・機械設備等の保守点検												
① 新門司フェリー埠頭地区の受電所												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検					●	●						
② 太刀浦第1、2CY地区の受電所												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検								●	●			
③ 太刀浦6号上屋の受電所等												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検										●		
④ 太刀浦トンネルの受電所												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検							●					
⑤ 田野浦4号上屋地区の受電所	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検						●						
⑥ 西海岸可動橋地区の受電所												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検								●				
⑦ 新門司マリーナ地区の受電所												
ア 日常業務 (照明設備含む)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検 (照明設備含む)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検 (照明設備含む)											●	

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙 (A4 版) を作成してください。